

新卒・中途人材紹介サービス申込書

本書記載事項と別紙「確認事項（2007-1）」に合意のうえ、人材紹介に関する申込をいたします。

記入日	年 月 日	※太枠内をご記入ください。	
フリガナ			
会社名 (甲)	印		
連絡先	〒		
求人担当者	部署	氏名	印
別紙《確認事項》記載の 【ハローワークにおける求人不受理の対象について】		左記に該当しない ☐	
支払サイト	締日：毎月 末日 / お支払日：翌月 末日	活動期間（予定）	年 月 日 ～

《紹介手数料について》

【紹介手数料】

1 紹介手数料は、採用人材1名につき以下のとおりとする。

想定年収の 30%（税別）

※紹介手数料の発生は、採用人材の選考終了日に紹介手数料の100%とする。

（選考終了日は御社からの内定通知後、求職者をご承諾されたタイミングとさせていただきます。）

※本サービスを通じて紹介した人材が入社に至った際、職種が募集時のものと異なる場合も、当該人材を採用人材とみなし、乙は甲に対し紹介手数料を請求する。

※甲は乙に対し、請求書受領後甲の締日・支払日に基づき、紹介手数料を乙指定の金融機関口座へ振込により支払うものとする。
なお、振込手数料は甲の負担とする。

※弊社からの紹介以前に御社にて接触していた学生は紹介手数料の対象外とする。

※インボイス発行済み（T3140001119236）

【保証】

1 入社日までに、採用人材が対象者本人の責により入社できない事由が発生した場合、または入社を辞退（甲による働きかけがあった場合を除く）した場合、乙はそれまでに受領した紹介手数料を入社できない事由が発生した月、または辞退した月の翌月末までに甲に全額返金するものとする。

2 採用人材が入社後3か月に満たず対象者本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、乙は受領した紹介手数料を退職した月の翌月末までに、以下の通り甲に返還するものとする。なお、前述以外の事由による退職の場合、本事項は適用されない。
また、求人票と異なる労働条件の変更を採用人材に求めたために当該採用人材が退職に至った場合、もしくは雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該採用人材が退職に至った場合も紹介手数料の返金は行わないものとする。

（1）入社後1ヶ月未満の退社等の場合、紹介手数料の80%に相当する金額。

（2）入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の退社等の場合、紹介手数料の50%に相当する金額。

【個人情報の取扱いについて】

ご記入いただいたご担当者様の個人情報（氏名、部署、役職等）は、乙が厳重に管理し、人材紹介サービスの提供以外の目的に使用しないとともに、第三者に提供はいたしません。

（乙）株式会社 Look UP Recruitment

〒663-8014 兵庫県西宮市林田町 1-19

<弊社使用欄>

CD									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	☐ CA 担当	確認

第1条（紹介の依頼）

甲は、本契約の有効期間中、乙に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件（以下「求人条件」という）ごとに、求人条件を明示する文書（以下「求人票」という）を書面、電子メール、その他甲乙間で合意した方法により交付または通知して、人材の紹介を依頼する。なお、求人票の内容が法令に違反するとき、または必要な記載が欠けているとき等は、乙は求人票を受理しないことができる。

第2条（契約内容）

- 1 乙は甲の人材ニーズを把握し、甲のニーズに合致した人材を探索して甲に紹介し、採用に至るまでの支援活動（以下「本サービス」という）を行ない、甲は乙に対して紹介手数料等を支払う。
- 2 甲は、乙から紹介を受けた応募者の採用を決定した場合、乙に対して、直ちに採用を決定した事実を確認する文書を書面または電子メールを利用する方法により交付することとする。

第3条（求人情報の取り扱い）

甲は乙の提供する求人票の書式に従って賃金、労働時間などの労働条件を記入し乙に提出することにより、求人の登録を行う。また、求人情報を取り扱う範囲は人材紹介の担当者とする。

第4条（甲の義務）

甲は、乙が応募者を紹介した後に、当該応募者について本契約に定める方法以外の方法により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱うこととする。甲は、本契約が終了する日までは、当該応募者の選考が終了した後であっても、紹介を受けた応募者と直接連絡を取る場合には、事前に乙に対してその旨通知するものとする。

第5条（労働条件の確認）

甲は乙より紹介を受けた応募者を採用した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を甲の責任において交付し、甲および応募者との間で雇用契約を締結するものとする。

第6条（応募者の併願）

甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する可能性があることを予め承諾するものとする。

第7条（応募書類に関する確認）

甲は、履歴書等の応募書類は、当該応募者の責任において作成されるものであり、応募書類に虚偽や不備があっても、乙は何らの責任を負わないものとする。

第8条（採用決定）

- 1 甲は乙が紹介した応募者の選考を終了し、採用を決定した場合、乙が甲に対して提供する新卒紹介手数料確認書に必要事項を記入し、乙に提出する。
- 2 乙は甲から前項の書類の提出をうけたときは、直ちに甲に対して申込書記載の紹介手数料を請求する。

第9条（守秘義務）

甲乙双方は本サービスに関連して知り得た相手方の機密に関する情報、および乙が紹介した応募者（採用に至らなかった者も含む）に関する個人情報を、相手方の承諾なく第三者に開示・提供・漏洩することを禁止し、本契約終了後も、相互に守秘義務を負うものとする。

また目的外使用を禁止とする。

ただし、監督官庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではない。

第10条（個人情報の取り扱い）

- 1 甲は乙より提供を受けた個人情報について、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、甲の選考及び採用の目的の範囲を超えた利用をしてはならないものとし、契約期間終了後も引き続き効力を有するものとする。
- 2 甲ご担当者様の個人情報（氏名、部署、役職等）は、乙が厳重に管理し、人材派遣および人材

紹介サービスの提供以外の目的に使用しないととも、第三者に提供しない。また、当該個人情報、契約期間の終了をもって乙が責任をもって削除および機密廃棄するものとする。

第11条（契約期間）

本サービスに関わる活動期間は次のいずれか早い日を以て終了する。

（1）甲から解約の申し出があった日。

（2）申込書記載の活動期間の終了日。

（ただし、同日において甲の依頼による人材の紹介が完了していない場合は、甲乙協議の上終期を延長することがある。）

（3）双方合意の元、1年ごとの自動更新とさせていただきます。

第12条（違約金）

甲は、本契約に定める義務に違反して応募者を採用し紹介手数料を支払わなかった場合、または紹介手数料の一部の支払を不当に免れた場合は、支払うべき紹介手数料に加えて、違約金として本契約に定める紹介手数料の額の2倍に相当する額を直ちに乙に支払うものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲および乙は、相手方に対し、本契約締結時および本契約締結後において、自己、関係会社またはその役職員若しくは取引先等が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を含むが、これに限られない。）ではないこと、反社会的勢力の支配、影響を受けていないこと、および自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないことを表明し、保証する。
- 2 甲および乙は、相手方が前項に該当する場合には、催告その他何らの手続を要することなく、当該相手方に対して直ちに本契約を解除することができる。この場合、相手方に対する一切の債務につき履行の責を免れるものとする。

第14条（準拠法および合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めない事項および本契約の各条項に関する解釈の疑義については、甲乙が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

【ハローワークにおける求人不受理の対象について】

甲は、求人申込み時点において、以下に定めるハローワークにおける求人不受理の対象に該当していないことについて、申込書のチェックボックスにチェックを入れることでこれを保証する。

1. 労働基準法および最低賃金法関係
 - （1）過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、当該違反行為を是正していない、または是正してから6カ月が経過していない。
 - （2）違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、当該違反行為を是正していない、または是正してから6カ月が経過していない。
 - （3）対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、当該違反行為を是正していない、送検後1年が経過していない、または是正してから6カ月が経過していない。
2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係
 - （1）対象条項違反の是正を求める勧告または改善命令に従わず、企業名が公表され、当該違反行為を是正していない、または是正してから6カ月が経過していない。
3. 項目1および項目2共通
 - （1）求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、①労働基準監督署による是正勧告、②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、当該違反行為を是正していない、または是正してから6カ月が経過していない。
4. 事業所において、同盟罷業（ストライキ）または作業閉鎖（ロックアウト）が行われていない。

以上